

生活衛生関係営業の振興指針の改定方針（案）

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改定にあたり、現行指針の課題を踏まえ、改定の方針を明確にした上で、指針の改定を行う。

1. **現行の指針の達成状況等を踏まえた新しい指針としての位置づけの明確化** [連続性の強化]
 - 現行の指針は前期の目標の評価に係る記載がないため、新たに一定の記述を加えることで、前期の目標の達成状況の評価を踏まえた新しい指針としての位置づけが可能ではないか。（現行の指針は、普遍的な目標になっており、現下の課題に即応していない。）
 - 併せて、関係営業の経営実態を簡明に記述してはどうか。（現行の指針は、営業の経営実態の記載がなく、現状の問題点を明確にしていないため、振興指針の目標に説得力が乏しい。）
2. **総括的・網羅的な記載から集中的・選択的記載への転換** [戦略性の強化]
 - 現行の指針は、衛生、経営の両側面から、とりわけ営業者の取り組むべき目標が総括的・網羅的な記載になっており、振興の指針としての機能に加え、営業上の留意点（備忘録）的な機能が付加されている。
各営業者の立場からすれば、振興の指針としての部分については、よりメッセージ性の強い、現実の課題への対応を簡潔に示すことが有益ではないか。 また、営業上の留意点的な記載については、営業者が経営方針を作成する上で重要な情報になっていることを踏まえれば、別掲する形に改めてはどうか。
 - 営業者は、各々に、才覚と努力によって経営方針を決定しながら営業（ビジネス）を行っており、振興指針に記載される目標については、全ての営業者が遵守・留意すべき事項（多くは衛生問題）と、各営業者が選択的に取り入れる事項（経営上の助言的事項）とを可能な限り区別することが有益ではないか。
3. **各目標についての実施主体の明確化と関係機関の支援手法の具体的記述** [役割の明確化]
 - 各目標について、実施主体を明確化し、とりわけ、各営業者の営業を支援する関係機関の取組について、支援手法を可能な限り具体的に記述することが、目標期間中の目標達成に有効ではないか。
 - 生活衛生関係営業の振興方策としては、生活衛生営業同業者組合及び同連合会に対する事業費（補助金）、税制措置、株式会社日本政策金融公庫等を通じた融資措置が講じられている。また、営業者を支援し、営業を適正化する観点から、上記組合、連合会及び公庫のほか、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センター、自治体・保健所が制度的な役割を担っている。補助金、税制、融資の活用並びに関係機関の支援との有機的なつながりを明確化することが、営業者、関係機関に有益ではないか。とりわけ、補助金、融資の活用についての記載を明確化することで、生活衛生営業同業者組合が担う役割の明確化につながり、営業者の組合加入の促進や組合による加入の勧誘の際にも効果が期待できるのではないか。